

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事 務 連 絡

令和2年5月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和2年5月1日付2文科初第222号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

記

1. 栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

については、例えば下記のような方法により、また適宜 ICT を活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

- ・ 適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
- ・ 養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
- ・ 食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようにする。
- ・ 家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対しても、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

2. 食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関する

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- ・ 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- ・ 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

<参考資料>

1. 各地域における取組事例
2. 子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）（令和2年5月8日付厚生労働省事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線 2095、2694、3380）

各地域における取組事例

【昼食提供・教育委員会の取組】

1

例1 居場所の提供と昼食の提供



岸和田市教育委員会（大阪府）

（献立内容等）

- 学校給食をもとにした臨時的な献立
（少ない品数で、可能な範囲の栄養摂取ができるよう配慮）

（提供規模）

- 居場所提供で登校する児童のうち、昼食を希望する家庭の児童に提供

（提供までの流れ）

- ①希望する家庭は「確認書」を各学校へ提出（約1か月単位）
- ②各学校で希望者数を把握して単独調理場にて調理
- ③教室で教職員が配膳し、児童に提供
（児童は距離をとって着席、喫食）

（ポイント）

- 接触を避けるため配膳は教職員が行う
- 加工品やアレルギー物質の少ない献立を作成
- 「緊急対応給食」のアレルギー表示献立表を対象者に配付
- 栄養教諭と相談し、献立を決定

例2 教職員が弁当を児童生徒の自宅に配達



太地町教育委員会（和歌山県）

（献立内容等）

- 4月に予定していた献立を活用（栄養教諭が適宜見直し）

（提供規模）

- 140人～150人

（提供までの流れ）

- ①調理員とこども園の栄養士、栄養教諭が弁当を作る
- ②教職員が2人1組になって配達
- ③希望した児童生徒の家に配達

（ポイント）

- 配達時に児童生徒の様子がわかる
- 児童生徒の様子を教職員間で共有
- 給食を無償化しており、本提供も無償



各地域における取組事例

【昼食提供・教育委員会の取組】

1

例3 教職員による「おうち給食」の配付と 栄養教諭による「学校給食レシピ」の紹介



南房総市教育委員会（千葉県）

（献立内容等）

- 栄養教諭が「おうち給食」用の献立を作成

（提供規模）

- 2504名（幼稚園～中学校）

（提供までの流れ）

- ①給食センター（調理委託）で調理し弁当容器に詰め、学校まで配送
- ②市内を2ブロックに分けて、配付日程をメールで伝える
- ③集会場等を活用し、教職員が所属学校の児童生徒に配付

（ポイント）

- 児童生徒の様子を伺える機会にもなる
- 本提供を無償としている
- 学校から集会所等の移動の際は、車内の温度管理等に注意
- 配付時には、ビニル手袋とマスク着用
- 受け取り後は、すぐに食すこととしている
- 企業を活用し、学校給食レシピを広く発信
（児童生徒が簡単にできる電子レンジで作るレシピ等を紹介）

【取組のきっかけ】

長期間の休業措置の影響で、家庭で過ごす時間が増えた事により、学校給食で得られていた栄養素等の摂取が難しい家庭もあることから、子どもの食生活を支援することや、休業期間中に昼食を用意する保護者等の負担軽減を図ることを目的とした。



各地域における取組事例

【昼食提供・関係機関との連携】

2

例4 民間企業と連携し、弁当券を配付



尼崎市（兵庫県）

（献立内容等）

- 市内（一部、市外を含む）の指定された店舗で利用できる弁当引換券を配付

（対象）

- 家庭事情等により昼食を十分に摂ることができない児童等（提供までの流れ）

①尼崎市子どもの育ち支援センター又は学校等の
児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーが
弁当引換券を直接交付

②指定された弁当事業者の店舗で引き換え

（ポイント）

- 交付に併せて、児童等の現状把握
- 昼食を十分に摂ることができない児童等への支援に繋がる

例5 子ども食堂と教育委員会が協力し 食材提供



船橋市（千葉県）

（献立内容等）

- 臨時休業に伴い、余った食材を子ども食堂へ提供（対象）

- こども食堂の利用者

（提供までの流れ）

- ①未使用のまま保存していた食材を教育委員会でひきとり
- ②教育委員会から子ども食堂へ配達

（ポイント）

- 余った食材を有効活用
- 食品ロスの削減
- 別途、HPに市内の栄養教諭、栄養職員が参加した「学校給食展」で作成したレシピを紹介



各地域における取組事例

【栄養教諭を中核とした食に関する指導】

3

例6 栄養教諭による おすすめ昼食レシピの提供



目黒区立小学校（東京都）

（献立内容）

- 栄養教諭が昼食用の献立（材料、分量、手順、完成料理等）を写真と文章で紹介

（方法）

- 学校ホームページ

（献立事例）

保護者の要望も考慮し、食卓の野菜不足解消のために、野菜を使った常備菜を中心に紹介。

（ポイント）

- 保護者や児童が簡単に調理できる内容
- 作り方の手順は写真で紹介
- 毎回、先生方が順番にイチオシ味噌汁も紹介



小松菜は葉を1cm幅、茎を3cmに切る。



小松菜、ツナ、マヨネーズと…

各地域における取組事例 【ICTを活用した食に関する指導】

例 7

インターネットを活用して健康状態や食生活を把握



姫路市立小学校（兵庫県）

（取組内容）

- インターネット上のフォームで
児童の健康状態や食生活を把握

（方法）

- 保護者連絡用メール
- インターネット上のフォーム

（対象）

保護者・児童

（対応）

校長、養護教諭、学級担任（※栄養教諭未配置校）

（ポイント）

- 管理職が定期的に保護者に連絡用メールでアンケートを依頼
- インターネット上のフォームを活用してアンケートを集計
- アンケート結果から支援が必要と考えられる場合は
学級担任が電話で様子を詳しく聞き取り
- 校内で課題等を共有



健康（けんこう）チェックシート

お子様で元来（げんき）に違（ちが）う、こしていただきますか、あきさんの様子（ようす）をおしえてください。

名前（なまえ）

年齢（い）

健康（けんこう）ですか？

- ☐ 良好（りょうこう）である。
- ☐ 熱（ねつ）がある。37.0℃～37.4℃
- ☐ 熱（ねつ）がある。37.5℃以上
- ☐ せきが出る。
- ☐ 吐き（たい）ちようが重（おも）い。
- ☐ その他

食事（しょくじ）をとっていますか？

- ☐ 朝ごはん
- ☐ 昼ごはん
- ☐ 夜ごはん

各地域における取組事例 【ICTを活用した食に関する指導】

例 8

県教育センターが食育の動画を配信



徳島県立総合教育センター（徳島県）

（取組内容）

- 教科指導と同様に、インターネットやケーブルテレビを通じて、食育の動画を配信。内容には、文部科学省作成の小学生用食育教材を活用

（方法）

- 家庭学習応援動画サイト
「とくしま まなびのサポート」

（対象）

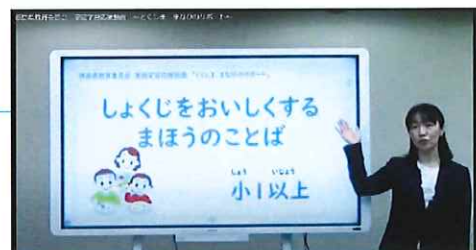
児童

（対応）

指導主事（栄養教諭）が動画を作成

（ポイント）

- 教育センターの指導主事が解説を担当
- 文部科学省が作成した食育教材を活用
- インターネットだけではなくケーブルテレビでも配信
- ケーブルテレビ配信は番組表も作成



家庭学習応援動画 とくしま まなびのサポート、番組表

ケーブルテレビで放送する。4月～5月

令和2年5月13日（月）～5月29日（金）（3週間放送）
ケーブルテレビチャンネル1で放送。毎週7～8時30分

放送日	放送時間	放送内容	放送場所
5月13日（月）	7時30分～8時30分	1. 食育の重要性 2. 食育の目標 3. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月14日（火）	7時30分～8時30分	4. 食育の活動 5. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月15日（水）	7時30分～8時30分	6. 食育の活動 7. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月16日（木）	7時30分～8時30分	8. 食育の活動 9. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月17日（金）	7時30分～8時30分	10. 食育の活動 11. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月18日（土）	7時30分～8時30分	12. 食育の活動 13. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月19日（日）	7時30分～8時30分	14. 食育の活動 15. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月20日（月）	7時30分～8時30分	16. 食育の活動 17. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月21日（火）	7時30分～8時30分	18. 食育の活動 19. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月22日（水）	7時30分～8時30分	20. 食育の活動 21. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月23日（木）	7時30分～8時30分	22. 食育の活動 23. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月24日（金）	7時30分～8時30分	24. 食育の活動 25. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月25日（土）	7時30分～8時30分	26. 食育の活動 27. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月26日（日）	7時30分～8時30分	28. 食育の活動 29. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月27日（月）	7時30分～8時30分	30. 食育の活動 31. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月28日（火）	7時30分～8時30分	32. 食育の活動 33. 食育の活動	徳島県立総合教育センター
5月29日（水）	7時30分～8時30分	34. 食育の活動 35. 食育の活動	徳島県立総合教育センター

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 8 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障 害 保 健 福 祉 部 局
介 護 保 険 担 当 主 管 部 局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その 2）

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところです。

国内の感染状況については、爆発的な感染拡大には至っていないものの、未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えず、当面、現在の取組を継続する必要があることを踏まえ、令和 2 年 5 月 4 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が同年 5 月 31 日まで延長されたところです。また、同日、基本的対処方針についても緊急事態宣言の延長を踏まえた改定が行われたところです。

これまでも累次の事務連絡（令和 2 年 3 月 3 日付け、同年 3 月 13 日付け、同年 3 月 24 日付け、同年 4 月 2 日付け及び同年 4 月 8 日付け）において、新型コロナウイルス感染症対策として子ども食堂において留意すべき事項等をお示ししてきたところですが、今般、下記の通り、改めて緊急事態宣言の延長及び基本的対処方針の改訂を踏まえた留意点とともに、4 月 30 日に成立した補正予算において新たに子ども食堂が活用できるようになった施策等をお示しします。

子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、国としてもしっかりと支援をしていきたいと考えています。各都道府県におかれては、下記を参考にしつつ、引き続き、子ども食堂の運営に格別の配慮をお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 緊急事態宣言の延長及び基本的対処方針の改定を踏まえた留意点

基本的対処方針において示された、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」については、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、別添2のP9（別添）のとおり、実践例が示されたところです。

また、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、施設の使用制限について、以下の通り示されたところです。

- ・ 特定警戒都道府県は、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意しながら、地域の感染状況等も踏まえ、各都道府県において適切に判断すること。
- ・ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、
 - これまでにクラスターが発生した主な施設類型や、「三つの密」が発生しやすい施設類型については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、施設の使用制限の要請等を行うこととする一方で、
 - これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設類型については、必要に応じて、感染防止対策の徹底等を行うことを施設管理者等に対して強く働きかけることを前提として、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討すること

子ども食堂を運営するにあたっては、この新しい生活様式等に沿って徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、実施方法を検討いただくにあたっては、これまでの累次の事務連絡において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応のほか、

- ・ 子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること
- ・ 民間企業や地方公共団体、子ども食堂の運営者等との連携協力が重要であること
- ・ 子ども食堂とフードバンクとが協力し、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布することが考えられ、農林水産省が実施する新しい事業の活用等が可能であること
- ・ 地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられること

などをお示ししているところ、これに加え、下記2～4の支援策についてもご活用いただきながらご対応いただくよう、お願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の子ども食堂への活用

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「交付金」という。）が創設されました。

当該交付金については、別添の事例集にも記載のとおり、例えば、子ども食堂が活動できない場合に、従来実施していた場所での食事の提供活動の代替として、町内の食堂等を組織しテイクアウトの商品を必要な子供等へ提供する際に必要な経費に充当する場合など、子ども食堂も対象となり得るものです。積極的にご活用いただくようご検討をお願いいたします。

3 子ども食堂への食材提供

1でお示した、子ども食堂とフードバンクとの連携については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和2年3月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、農林水産省が実施する、新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品の利用促進に係る取組としてお示したところです。

今般、農林水産省において、新たに、

- ① 上記の未利用食品の利用促進の取組のうち「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策」について、令和2年3月の全国一斉の臨時休校によるものに加えて、同年2年4月以降の休校等により発生する未利用食品も支援対象とし、また、公募期間を延長（同年5月15日まで）する等の取組を行うとともに、
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け在庫の滞留等が生じている品目（牛肉（和牛）、果物（メロン、マンゴー、いちご）、水産物（マグロ類、ホタテガイ、ブリ類、マダイ、フグ類、ウナギ）等）の販売促進のため、民間団体等が普段提供している食事が上記品目に置き換えられる場合に、追加的に必要となる食材費や輸送費等を補助する

こととしており、②の補助対象となる民間団体等には、子ども食堂も含まれております。子ども食堂向けに事業を実施する場合は、各都道府県域内の子ども食堂をカバーするNPO法人等の広域組織が、域内の子ども食堂の希望食材等の要望を取りまとめて、食材の調達を行っていただくことを想定しております（当該とりまとめに要する人件費等の実費は補助対象）。ご関心がある都道府県等におかれましては、事業の詳細等ご説明させていただきますので、末尾の農林水産省照会先まで連絡いただくようお願いいたします。

4 子ども食堂への給食提供機能の活用

「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通達）による改訂後の「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」においても、子どもの居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一

つと考えられることから、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいとされており、当該取組は子ども食堂とも連携可能と考えられます。積極的にご活用いただくようご検討をお願いいたします。

(別添 1)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 5 月 4 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
＜首相官邸ホームページ＞
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0504.pdf

(別添 2)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
※「感染拡大を予防する新しい生活様式について」（P8）、別添「『新しい生活様式』の実践例」（P9）等を参照
＜厚生労働省ホームページ＞
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627553.pdf>

(別添 3)

- ・「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和 2 年 5 月 4 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
＜内閣官房ホームページ＞
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_iji_kanwa_0504.pdf

(別添 4)

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
＜内閣府ホームページ＞
（概要）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/2020_0501_setsumeikai.pdf
（要綱）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/2020_0501_seidoyoukou.pdf
（事例集：P22 参照）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/jireisyu_ver1-1.pdf

(別添 5)

- ・フードバンク活用の促進対策等について
＜農林水産省ホームページ＞
（プレスリリース）<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200430.html>
（概要）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-30.pdf

(別添 6)

- ・国産農林水産物等販売促進緊急対策事業、食育等推進事業について
＜農林水産省ホームページ＞
https://www.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/02/02/pdf/201_0201.pdf

(別添 7)

- ・「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について」(令和 2 年 4 月 17 日付け文部科学事務次官通達)
＜文部科学省ホームページ＞
https://www.mext.go.jp/content/20200417-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

※過去の事務連絡については以下の一覧をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記 1 子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(記 1 子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(記 1 地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(記 1 介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(記 1 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

(記 3 ②国産農林水産物等販売促進緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課 国産販売促進チーム
電話：03-3502-8111(内線 3089)

※記 2 交付金については別添 4 の概要 P20 のお問合せ先、記 3

①フードバンク活用の促進対策等については別添 5 のプレスリリースのお問合せ先、記 4 給食提供については別添 7 の事務連絡の学校給食に係るお問合せ先を参照